



平成29年5月19日

各 位

会 社 名 山陽電気鉄道株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 上門 一裕
コード番号 9052
上場取引所 東証第1部
常務取締役
問 合 せ 先 経営統括本部副本部長 荒木 素直
兼ゼネラルマネージャー
(TEL 078-612-2032)

単元株式数の変更および株式併合ならびにこれらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月19日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更にかかる定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月27日開催予定の第128回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合にかかる議案を付議することを下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することをめざしております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上、同年9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	111,652,992 株
併合により減少する株式数	89,322,394 株
併合後の発行済株式総数	22,330,598 株

（注） 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数(割合)	所有株式数 (割合)
5株未満所有株主	218名 (2.67%)	258株 (0.00%)
5株以上所有株主	7,962名 (97.33%)	111,652,734株 (100.00%)
総株主	8,180名 (100.00%)	111,652,992株 (100.00%)

（注） 上記株主構成を前提として5株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」のお手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い発行可能株式総数の適正化をはかるため、会社法第182条第2項の定めに基づき効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）
240,000,000株	48,000,000株

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。

なお、本定款変更につきましては、会社法第182条第2項および第195条第1項の規定に基づき、本定時株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億4,000</u> 万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,800万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月19日
定時株主総会決議日	平成29年6月27日(予定)
単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成29年11月上旬(予定)
端数株式の処分代金の支払開始	平成29年12月上旬(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

また、株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更することと5株を1株とする株式併合をすることを予定しております。

Q2. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することをめざしております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

Q3. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか？

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録されたご所有の株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数変更および株式併合の効力発生日の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,500株	1個	300株	3個	なし
例③	101株	なし	20株	なし	0.2株
例④	43株	なし	8株	なし	0.6株
例⑤	1株	なし	なし	なし	0.2株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を各株主様の有する端数の割合に応じて分配いたします。

また、効力発生前のご所有株式数5株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となります。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続については、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合は、資産価値に影響を与えるのでしょうか？

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の動向など他の要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値が変わることはありません。

株式併合後にご所有の当社株式数は併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍になるためです。

また、株価につきましても理論上は併合前の5倍となります。

Q 5. 所有株式数が減少することで、受け取る配当金額はどうなるのでしょうか？

株主様がご所有する株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該株式にかかる配当は生じません。

なお、端数株式につきましてはQ 3記載のとおり、端数株式処分代金をお支払させていただきます。

Q 6. 今後のスケジュールはどのようになっていますか？

次のとおり予定しております。

平成29年6月27日	定時株主総会決議日
平成29年9月26日	現在の単元株式数(1,000株)での売買の最終日
平成29年9月27日	当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます
平成29年10月1日	単元株式数変更と株式併合の効力が発生します
平成29年11月上旬	株式割当通知の発送
平成29年12月上旬	端数株式処分代金の支払開始

Q 7. 株主自身で何か必要な手続はありますか？

株主様にお願いする特段のお手続はございません。

【当社の株主名簿管理人】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く)